

少子化社会の所得不平等：家族主義福祉国家の揺らぎ

白波瀬佐和子

1. 比較福祉国家論における日本の位置づけ

白波瀬です。よろしくお願いします。
本日このような報告の機会をいただきありがとうございます。大沢教授からマクロなデータを提示しながら、多角的かつ包括的なご報告がありましたので、私のほうからは少しミクロな視点を入れてお話しさせていただきます。私の専門は社会学ですので、所得格差の問題を家族・世帯との関係からみていきたいと思えます。具体的には、所得格差のメカニズムを福祉国家としての政府の立場の違い、あるいは福祉国家における家族の位置づけから議論するのがここでの狙いです。

福祉国家の類型論は、1990年のエスピン・アンデルセン「3つの福祉国家レジーム論」から始まり、日本でも多くの関心を集めてきました。欧米を中心に議論された3つの類型論において、エスピン・アンデルセンは日本をアドホック型と位置づけました。もっとも、エスピン・アンデルセンは日本の専門家ではありませんので、日本の位置づけを十分吟味した上でアドホック型としたわけではありません。

その後、アジアを射程にいれた福祉国家類型論の研究が蓄積され、例えば、イギリスの日本専門家であるロジャー・

グッドマンらによって、福祉政策からみた東アジアの比較福祉国家研究が進められました（Goodman, White and Kwon 1998）。一方、欧米を中心に展開された3つの福祉国家類型論に対して、フェミニスト研究者からジェンダー視点が欠落していることへの批判が高まります。それを受けて、1999年にエスピン・アンデルセンが提唱したのは、もう1つのレジームとしての家族主義型福祉国家でした。ジェンダー、特に家族の役割という観点から、南ヨーロッパを中心として家族に大きく依存した福祉国家に着目しました。

家族の位置づけから福祉国家を検討する視点は、日本の中でも、大沢教授が「生活保障機能」を指摘されてきました。もっとも、大沢氏は家族という視点よりもジェンダーの視点を強調する形で日本の生活保障機能を論じています。ヨーロッパを中心に福祉国家をジェンダーからみる議論は1990年代に入っですでに展開されていました（Lewis 1992; Sainsbury 1994）。

日本型福祉社会とは、家族の機能に大きく依存して提供される生活保障体系をさします。1970年代後半から80年代にかけて「家族の含み資産」という言葉がでてきます。日本の社会保障とは、家族による生活保障機能を見込んで位置づけら

れていることを示唆しています。その家族におけるケアの提供者となるのが、母、妻、娘（嫁）といった女性であり、性別役割分業が制度の基層にあります。

2. 日本の女性就労と少子化

女性の労働参加について先ほど大沢教授からお話がありましたが、女性の働き方という点で継続就労が未だに少ないというのが日本の特徴です。産業化の進行に伴い消費の場と生産の場が分離して何が起こったかという、特に女性の間で、働くことと家族を育て世話をすることが両立しにくくなった点が挙げられます。働くことと家族を持つことの間の乖離をつなぎ、補うのが社会制度の1つの役割ですが、そのような制度が未整備であったことが、女性、特に既婚女性の継続就労を困難にしているのです。

子どもを育てつつ働くことを制度がどう支えていくかは、福祉国家における家族の位置づけとも密接に関連してきます。そこで本日は、国際データ分析結果をお見せしながら、日本の福祉国家としての立場を検討していきたいと思います。

図1は合計特殊出生率の時系列変化です。ここでは2000年までについて示しましたが、韓国の合計特殊出生率は1990年半ばから低下しているものの2000年時点では日本よりも高い値を示しています。ドイツの合計特殊出生率は1990年の東西統合以来急激に低下したあと1990年代半ばから上昇傾向にあります。全体としてどの国も出生率は低下傾向にあります。

女性の労働参加率について、ここでは特に台湾と韓国と日本の3カ国の時系列的な変化を示しました。日本は太い線ですが、台湾と韓国が上昇傾向にあるのに対して、概して安定していることがわかります。

以上は、マクロなデータからみた合計特殊出生率や女性の労働参加率の変化であって、そのマクロなデータを構成する1人ひとりの中で何が起きているのかはわかりません。そこで、個人を対象とするミクロデータを用いて日本の位置づけを検討してみましょう。

3. 性別役割分業：その意識と実態

まず、個人の意識について、2002年の国際ミクロデータ（International Social Survey program）から日本の特徴をみていきます。本データには韓国が入っていないので、アジアということで台湾を入れました。図3は、「性別役割分業に反対である」と答えた者の割合で、日本の値は比較的低いことがわかります。ただ賛成している人の意見をみると、意外にも、アメリカの値と最も似通っています。少なくとも、図3から、福祉国家レジームの違いに呼応した個人の意識の違いを明確に読み取ることはできません。

表1は、2005年に内閣府が行った「少子化社会に関する国際意識調査」の結果で、ここには韓国が調査対象国として含まれています。ここでは、日本と韓国が非常に似た意見の分布を呈していることが分かります。日本でも韓国でも、小さな子どもを持つ場合、母親業に専念すべきだとする者がかなり多いのです。

また3歳児神話と関連させて、3歳までは母親がうちにいて子どもを育てるべき、とする考え方に強く賛同するとしたのは、韓国対象者の過半数でした。日本も、幼い子を持つ母親は家庭のことに専念すべしとする考え方に賛同したものが多く認められます。

ただこういう意識調査をすると意外におもしろい動きを見せるのがアメリカで、そこには人種的な違いが混在していることも忘れてはなりません。少なくともこの結果から、比較福祉国家レジームに対応する形で異なった意識分布がみられるかという、必ずしもそうは言えないことがわかりました。確かに、スウェーデンは男女平等政策が進んでいて、母親就労に対して協力的な考え方が目立ちますが、働くといってもフルタイムでなければならないとはいっていません。一方、自由主義型福祉国家のアメリカでは、母親業に専念すべしという考え方に反対であるとするものが2割いると同時に、同意するとした者が過半数います。

これまで意識に注目してきましたが、では実態を見たらどうかということで、週平均の家事時間をみてみました。日本は、妻の家事時間が非常に長いことが目立ちます。スペインもまた同様に妻の家事時間は長く、両国とも家族主義型福祉国家と位置付けられています。台湾も妻の家事時間は長いですが、スペインや日本ほどではありません。ここでの日本の特徴は、男女間の違いの大きさにあります。

図5は学歴別の女性労働参加率です。ここでの日本の特徴は、高卒以下と大卒

以上の間で女性の労働参加率がほとんど変わらないことにあります。一方他国は、高学歴者のほうが労働参加率が高いとできています。これをもって日本は、高学歴を持った女性を有効活用していないととらえることができるかもしれません。

4. 子どもの貧困率と母親就労

次に貧困率です。最近、日本政府は日本の貧困率についての政府公式見解を出しました。図6は、幼い子どものいる世帯に限って末子年齢別にジニ係数を見たものです。黒いバーが6歳未満の未就学児のいる世帯の間での経済格差で、それが特に、時系列的に大きくなっています。結局このジニ係数は貧困率とも連動していますが、先に結論を申しますと、未就学児のいる世帯の中で貧困率も上がっているのです。

図7では、このような経済格差の拡大、貧困率の大きさの背景に何があるかを検討するために、子どもがいる世帯の中の所得格差に、母親の就労による収入がどの程度の効果を持つかを見たものです。結果的には、母親の就労率がこの3時点では上がっているけれども、効果は相応して小さくなく、限定的です。

図8はルクセンブルグ所得研究データ2000年を用いて、世帯収入の10分位別に幼い子を持つ母親の収入の効果を見たものです。アメリカ、スウェーデン、フランスと比べて日本では、第10分位の比較的高い所得の中でも母親の収入割合は非常に限定的であるというのが特徴的です。

ここで何が言えるかというと、繰り返

しになりますが、日本の中で特に、高学歴女性の就労率が他国に比べて低いと同時に、母親による収入が所得格差に及ぼす効果も低いことです。

女性、特に母親の就労が社会全体の経済格差にどのような意味をもつのかを考えてみましょう。例えば、夫婦ともに収入が高いハイパーカップルが増えると、所得階層の上部が押し上げられ社会全体の経済格差が拡大されるという議論があります。しかしながら日本における母親の収入効果が低いので、女性の就労参加の上昇が経済格差を拡大するという議論は当てはまらないように思います。そこで、特に母子家庭に着目して、母親による就労の意味を考察したのが図9です。

図9では母子世帯の貧困率を、だれが世帯主かによってみています。最も高い貧困率を示したのが、母子家庭の母親自身が世帯主の場合です。日本の母子家庭は親のもとに戻ることが少なくなく、親元で生活することで貧困からの回避を行っています。事実、親と同居する母子家庭の貧困率は、そうでない場合よりも低いことが明らかです。

親と同居せずに母子家庭の母親自身が世帯主である場合、家計を維持するために母親は働いています。事実、日本の母子家庭の母親就労の高さは他国に認められない特徴です。そこで、母子家庭のうち、母親が働いている場合と働いていない場合の貧困率を比較したのが図10です。ここで明らかなことは、日本の場合、母子家庭の母親が仕事を持っていても持っていなくても、貧困率はそれほど変わらないということです。もっとも、ここで働いているといっても、その中身

は非正規で複数の仕事を抱える場合も少なくありません。つまり、母子家庭の母親が働いていても、非正規就労や低賃金の就労に多く就いていて、それは貧困からの回避として就労が十分機能していないということです。これは、女性の就労自体が貧困を回避する機能を十分持ち合わせていないことを示唆しています。

5. 少子化の背景にある家族とライフコースの変化

今までのお話を簡単にまとめますと、幼い子どもをもつ母親の就労は限定的で、たとえ働いていても経済格差を限定的にしか説明しません。日本の女性は高学歴を取得していても、幼い子がいれば仕事をやめて育児に専念する傾向にあります。

労働の場においても、女性は二次的な稼得者としての立場にあり、それは既婚女性の低い家計貢献率や、女性の就労パターンが断続的である実態にみることができます。

意識に着目すると、若い女性の間でも幼い子どもがいれば母親業に専念すべきとする傾向にあって、母親役割へのこだわりが強く、この点は韓国についても同様です。

これまでお話してきた母親就労の背景に人口変動があります。それは少子高齢化に代表されますが、その中に急激な家族の変容があります。それをさらにいうならば、個人のライフコース、生き方の変化があります。急激な家族の変化を端的に表すこととして、母子家庭の増加があります。

もう1つ、ひとり暮らし世帯も増加しています。特に男性の間で生涯未婚の人たちがふえ、ひとり暮らしの人がふえています。高齢女性の貧困率は最近改善されつつありますが、依然として高いことは見落とせません。同じ1人暮らしといえども、未婚でひとり暮らしか、離婚でひとり暮らしの間でも、非常に貧困率が高いのです。人口変動の中身には、このような家族、生き方の変化があります。

今日はこのような人口変動や家族変容が具体的な制度とどう絡んでいるのか、お話しする余裕はありませんでしたが、人々の生き方が変わっているのに制度がそれに十分についていけない現状が、これまでの分析結果から明らかになったと思います。母親の収入の限定的な家計貢献の背景には強固な性別役割分業があり、母親が子育てに専念することへの高い期待もあります。

母子世帯の高い貧困率については、母親と父親が2人そろっていて子どもがいるいわゆる標準的な家族形態だとすると、母子家庭は標準家族からの逸脱への高い経済的ペナルティがあげられます。これまで標準的な世帯を前提として制度が組まれてきましたが、いま非標準的な世帯をどう社会全体の政策として組み込んでいくかは重要です。社会制度の前提条件、前提モデルそのものを考え直す時期に来ているのです。

6. 新たな時代の福祉国家構築に向けて

韓国も含めて、南ヨーロッパでも、家族に大きく依存した福祉国家の中で揺ら

ぎが見えています。社会制度の前提自体をもう一度見直し、急激な社会の変化に対応するような諸制度を構築すべき時に来ています。

それは具体的にどういうことを意味するのかというと、1人稼ぎ手モデルから二人稼ぎ手モデルへという政策転換です。そして子どもの貧困は親世代と密接に連動している反面、親世代とは独立したような子どもの福祉政策をどう展開していくかも、また1つ考えていかななくてはいけないと思います。

これまで高齢者の福祉は家族・世帯の枠組みの中で、高齢者の生活水準、福祉が規定されていました。しかしながら、それを具体的にどういうふうに構築するかを検討するにあたって、やはりみなさん自身がわが身のこととして議論の中に参加することが大切です。具体的な制度として、大沢教授のお話もありましたが、再分配政策をいかに積極的に入れ込んでいくかが、多分これらの課題を解決する上には非常に重要になってくると考えます。

それから、最初の基調講演の中で李先生から市場所得と可処分所得の間のジェンダーの違いという、非常に興味深いお話がありました。つまり市場所得というところでは働いている人、つまり労働市場に入っている人の中での格差、不平等がはかられるわけですが、そうではない可処分所得というところでは、働いてない人もその対象に入ってきているわけです。ですから高齢化とは、労働市場と恒常的な関係を持たない人の割合がどんどんふえていくことをさし、再分配政策をどういうふうに展開していくかは重要な

政策課題です。私のほうからは以上です。ありがとうございました。（拍手）

鄭鎮星：大沢教授の「日本の生活保障システム」と白波瀬教授の「日本の福祉国家の状況の変化」についてのお話、ありがとうございました。

では続いて、韓国の状況について、金秀澁教授お願いします。